

「県と基礎自治体の協議の場」に関する条例案の骨子

名称 地域主権基本条例（仮称）

1. 目的

- ・ 県と市町の協議の場は、様々な行政課題に対して、県と市町が対等・協力関係のもとでそれぞれの役割を果たしながら協働して取り組むために、基礎的な地方自治に影響を及ぼす県の政策の企画及び立案並びに実施について関係団体の長が協議を行うことにより、市町優先の原則並びに近接及び補完性の原理の徹底を図る。
- ・ 県が企画、立案する政策の多くを基礎自治体を実施しているが、立案される政策は画一的であり現場の実態との間にずれが生じ、多くの無駄、矛盾、手戻りを発生させている。施策立案段階から県と基礎自治体が緊密に連携することにより、行政の無駄を無くし効果的な施策の制度化を図る。

2. 構成員

協議の場の議員は次のとおりとする。

(1) 滋賀県：知事

基礎自治体：13市首長の代表2名 ・ 6町首長の代表1名

13市議会議長の代表2名・6町議会議長の代表1名

(2) 協議の場に、議長、議長代行を置く。

(3) 議長は、(1)の中から互選により選出し、議長は議長代行1名を指定する者をもって充てる。

(4) 議長は、協議の場を主宰する。

(5) 議長代行は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長の委任を受けたときは、その職務を代行する。

(6) 議長は、必要があると認めるときは、会議の承認を受け(1)以外の者を招集することができる。

例) 市町の議員でない首長、市町の議員でない議会議長、関係部局長

3. 協議対象範囲

協議の対象となる事項は、次に掲げる事項のうち、重要なものとする。

(1) 県と基礎自治体との役割分担に関する事項

(2) 広域的な行政需要、行政対象に関する事項

例) 琵琶湖の総合保全、流域下水道事業、鉄道整備、新産業の創出支援、
産業廃棄物対策など

(3) 国、他府県、市町間等の調整に関する事項

例) 広域防災、危機管理、大気水質等の環境対策、高等学校教育、社会
福祉など

(4) その他政策に関する事項のうち基礎自治に影響を及ぼすと考えられる
事項

4. 開催等

(1) 議長は協議の場に諮って定める回数、協議の場を招集する。ただし、必要
があるときには、臨時にこれを招集することができる。

(2) 協議の場の招集は、協議すべき具体的事項を示してするものとする。

(3) 議員は、議長に対して、協議に付すべき具体的事項を付して、臨時の協議
の場の招集を求めることができる。

(4) 議長は、協議の場の協議に資するため、分科会を開催し、特定の事項に関
する調査及び検討を行わせることができる。

(5) 議員は、協議の場における協議に資するため必要があると思料するときは、
議長に対し、前号の分科会の開催を求めることができる。

(6) 分科会の開催、構成及び運営に関し必要な事項は、議長が協議の場に諮っ
て定める。

(7) 協議の場は公開とする。

5. 資料の提出

(1) 議長は、協議の場における協議又は分科会における調査及び検討のため必
要があると認めるときは、関係行政機関の長並びに関係市町の首長及び議

会の議長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- (2) 前号に定めるもののほか、議長は協議の場における協議又は分科会における調査及び検討のために特に必要があると認めるときは、協議の対象となる事項に関し識見を有する者に対し、必要な協力を依頼することができる。

6 . 協議結果

- (1) 協議の場において協議が調った事項については、協議の場の議員及び臨時の議員は、その結果を尊重しなければならない。
- (2) 議長は、協議が調った事項について、市町の首長並びに議会議長に対して報告する。
- (3) 議長は、(2) の報告を行った後、速やかに、これを公表する。

7 . その他

- (1) 運営経費は、県及び 1 3 市 6 町の負担とする。
- (2) 上記のほか、運営に関し必要な事項は、議長が協議の場に諮って定める。